

2010 年度仲裁人研修講座（実践編）のご案内

この度、社団法人日本仲裁人協会は、2010 年度仲裁人研修講座（実践編）（以下「本講座」といいます。）を、下記のとおり開催します。本講座は、本年 7 月に開催された「仲裁手続研修講座」（関東）に続く講座で、実務的な仲裁手続の理解と仲裁人育成を目的とし、仲裁手続の実務上の論点整理及び模擬仲裁ビデオを用いた仲裁手続の講義を内容とします。

なお、本講座は、2009 年度に「仲裁人研修講座Ⅰ（実務論点整理）」及び「仲裁人研修講座Ⅱ（模擬仲裁）」として 2 講座に分けられていたものを一体化させたものです。2009 年度以前に、同種の講座の全部又は一部を受講・修了された方で、本講座の受講や仲裁人検定試験の受検に関し、ご不明な点がある方は、当協会事務局までご連絡下さい。

記

【2010 年度仲裁人研修講座（実践編）】（全 6 回）

〔日程及び主要内容〕 ＊時間はいずれも 18 時 30 分～20 時 30 分

- 第 1 回 2010 年 11 月 11 日(木) 国際民事紛争処理における国際商事仲裁の意義
- 第 2 回 2010 年 11 月 25 日(木) 途上国でのビジネス・投資における仲裁の意義
- 第 3 回 2010 年 12 月 2 日(木) 仲裁手続の進行（手続決定、審理計画、証拠調べ等）
- 第 4 回 2010 年 12 月 9 日(木) 仲裁手続の終了（仲裁判断、和解等）
- 第 5 回 2011 年 1 月 19 日(水) 仲裁手続のフロー
- 第 6 回 2011 年 1 月 20 日(木) 仲裁手続の実務上の留意点

〔場所〕 弁護士会館（東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3）第 1～4 回…17 階、第 5・6 回…14 階

〔講師〕 第 1・2 回…早川吉尚氏（立教大学法科大学院教授、曾我瓜生糸賀法律事務所特別顧問弁護士）、古田啓昌氏（アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー弁護士、成蹊大学法科大学院教授）

第 3・4 回 …手塚裕之氏（西村あさひ法律事務所パートナー弁護士）

第 5・6 回 …大貫雅晴氏（日本商事仲裁協会理事）、花水征一氏（ユアサハラ法律特許事務所パートナー弁護士）

〔受講料〕 一般：4 万 5000 円、当協会会員：3 万 5000 円

当協会の入会費は 1 万円、年会費は 1 万円です。今回、当協会会員となることをご希望の場合、当協会 HP を通じて先に登録を行って頂きますようお願い致します。なお、仲裁人検定試験の受検には当協会会員である必要がありますが、その他の受検要件等の詳細については当協会 HP 記載の別紙「仲裁人検定制度の概要について」をご参照下さい。

〔定員〕 20 名程度

本講座は双方向の講義を行いますので、仲裁手続研修講座（関東）の受講者、その他、仲裁手続に関する一定の予備知識をお持ちの方を対象といたします。また、質疑応答を行うため、お申込者多数の場合、受講をお断りする場合がございます。

【申込】 当協会 HP (<http://arbitrators.jp/index.php>) に掲載されている「2010 年度仲裁人研修講座（実践編） 申込書」をダウンロードしてご記入の上、FAX にて、当協会までご連絡ください（2010 年 11 月 4 日（木）当協会必着）。

【連絡先】 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3

社団法人日本仲裁人協会事務局（TEL 03-3580-9870／FAX 03-3580-9899）

この団体は、第二東京弁護士会継続研修実施団体として認定を受けています。
同会所属の弁護士がこの研修を受講すると、外部研修として 12 単位が認められます。

以上

2010 年度仲裁人研修講座（実践編）申込書

（講座開催日：2010 年 11/11、11/25、12/2、12/9、2011 年 1/19、1/20）

社団法人 日本仲裁人協会 行
（FAX：03-3580-9899）

フリガナ		日本仲裁人協会会員区分
お名前		会員 ・ 一般
会員区分が「一般」の方の入会希望	本講座申込前に、日本仲裁人協会に入会することを希望する ・ 希望しない	
所属企業・団体		
ご職業		
ご連絡先ご住所		
電話	()	: FAX ()
E-mail		

- ※ 当協会からの今後のご連絡は、原則として E-mail にて行なう予定でありますので、E-mail アドレスをお持ちの方は、極力ご記入いただきますよう、お願い申し上げます。
- ※ なお、当協会は仲裁人として職務を行うに必要な知識を有することを確認するために、行う仲裁人検定試験を定期的を実施しております。
- 本年度の仲裁人検定試験の主な受検要件は、①当協会会員であること、②仲裁手続研修講座（2009 年度又は 2010 年度）の修了、及び③仲裁人研修講座 I ・ II（2009 年度）又は本講座（2010 年度）の修了ですが、他の受検要件等詳細については当協会 HP 記載の別紙「仲裁人検定制度の概要について」をご参照下さい。
- 本講座の修了と認められるためには、本講座の第 1～4 回の講義に出席し、各講義の際に行う確認試験（記述式であり、各講義の内容を理解していれば十分に回答できる内容のもの）の全てに合格すること、及び第 5・6 回の講義に出席することが必要となります。
- 欠席された場合、第 1～4 回の講義については講義内容が録音されている CD を貸し出します。ただし、欠席された講義の確認試験を受験し合格することで上記の修了要件に代えることができるのは、第 1～4 回の講義の内の 2 回のみです。
- なお、本年度の仲裁人検定試験は、2011 年 2 月頃に実施予定です。

仲裁人検定制度の概要について

日本仲裁人協会は、我が国における仲裁の質をさらに向上させるべく、「仲裁人検定規則」を定め、仲裁人としての職務を務めるに足りる知識について検定する「仲裁人検定制度」を当協会の制度として創設し、2006年4月から実施しております。

仲裁人検定制度の概要は、以下の通りです。

1 認定会員の種類

① 特定認定会員 (Special Associate)

法律以外の特定の専門分野について知識を有する会員で、その専門分野に関する国内及び国際仲裁において、単独仲裁人又は第三仲裁人としてではなく、上級認定会員又は上級認定会員と同程度の知識を有する者とともに仲裁廷のメンバーとなることのできる程度の知識を有する会員。

② 普通認定会員(Ordinary Associate)

国内及び国際仲裁において、単独仲裁人又は第三仲裁人としてではなく、上級認定会員又は上級認定会員と同程度の知識を有する者とともに仲裁廷のメンバーとなることのできる程度の知識を有する会員。

③ 上級認定会員(Fellow)

国内及び国際仲裁において、単独又は第三仲裁人となることのできる程度の知識を有する会員。

- * 特定認定会員と普通認定会員の区別を設けた趣旨は、法律を専門にしている会員以外にも、仲裁人となる素養を有する方も多いため、これらの方々も検定を受けることができるようにすることにあります。但し、仲裁手続の進行や仲裁判断の記載方法等について、法的教育を受けている方と、受けていない方においては差異があるので、これを区別することにしました。

2 仲裁人検定試験の受検要件

仲裁人検定試験は、当協会の会員に対して実施する検定試験です（仲裁人検定規則第2条）ので、①当協会の会員であることが前提となります。

また、他の受検要件は、仲裁人検定規則第4条及び第5条に規定されていますが、主要な条件としては、②仲裁人研修課程の修了、③普通認定会員の認定資格を有すること又は特定認定会員に関する専門分野の証明をすること、です。

- * 仲裁人研修課程の修了のためには、2010年度は、関東においては、仲裁手続研修講座（関東）及び本講座の修了が、関西支部においては、仲裁人実務研修講座（関西支部）の修了が必要です。

また、2009年度は、関東においては、仲裁手続研修講座（関東）に関する単位取得に加えて、仲裁人研修講座Ⅰ及びⅡの単位取得が、関西支部においては、従来の仲裁人研修講座の単位取得が必要です。

- * なお、特定認定会員の検定を受検する者は、当協会が別途設定する「契約法入門」の単位取得が必要です。
- * 普通認定会員の認定資格は、以下の通りです。

- 弁護士
 - 司法書士
 - 司法研修所卒業者
 - 法科大学院 2・3 年次在学学生
 - 法学検定試験 2 級以上取得者
 - 大学において民法及び商法に関する 10 単位以上の単位を取得した者又はこれに準じる者
 - 司法試験合格者
 - 上記の者に準じる者として検定委員会が認める者
- * 特定認定会員に関する専門分野の証明については、原則として各分野における国家資格に基づき認定します。具体的には、労働（社会保険労務士）・建設工事（一級建築士）・知的財産（弁理士）・海事（海事補佐人）・医事（医師）が挙げられます。但し、検定委員会が、例外的に、経験・経歴に基づき特定の分野の専門知識を有していることを認定することもありますので、検定試験を受検する前に、当協会にお問い合わせ下さい。